

# 第148期中間決算公告

平成22年12月24日

大阪市中央区西心齋橋1丁目2番4号

株式会社 関西アーバン銀行

頭取 北 幸二

中間貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	142,808	預 金	3,727,004
コールローン	3,655	譲渡性預金	144,650
買入金銭債権	7	コールマネー	114
有価証券	436,286	借 用 金	58,831
貸 出 金	3,496,242	外 国 為 替	13
外 国 為 替	3,761	社 他 債	66,036
そ の 他 資 産	18,656	そ の 他 負 債	30,367
有形固定資産	30,864	未払法人税等	520
無形固定資産	17,494	リース債務	1,165
繰延税金資産	46,279	資産除去債務	291
支払承諾見返	14,630	その他の負債	28,389
貸倒引当金	△ 42,229	賞与引当金	1,900
		退職給付引当金	6,002
		役員退職慰労引当金	349
		睡眠預金払戻損失引当金	426
		偶発損失引当金	1,351
		再評価に係る繰延税金負債	613
		支 払 承 諾	14,630
		負債の部合計	4,052,291
		(純資産の部)	
		資 本 金	47,039
		資 本 剰 余 金	66,360
		資 本 準 備 金	18,648
		そ の 他 資 本 剰 余 金	47,711
		利 益 剰 余 金	5,504
		利 益 準 備 金	3,133
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,370
		繰越利益剰余金	2,370
		自 己 株 式	△ 584
		株 主 資 本 合 計	118,320
		その他有価証券評価差額金	△ 3,260
		繰延ヘッジ損益	167
		土地再評価差額金	851
		評価・換算差額等合計	△ 2,241
		新 株 予 約 権	87
		純資産の部合計	116,166
資産の部合計	4,168,458	負債及び純資産の部合計	4,168,458

中間損益計算書 [平成 22年 4月 1日から  
平成 22年 9月 30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		54,411
資金運用収益	43,608	
(うち貸出金利息)	(40,829)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,415)	
役務取引等収益	5,623	
その他業務収益	4,780	
その他経常収益	399	
経 常 費 用		51,184
資金調達費用	9,315	
(うち預金利息)	(6,981)	
役務取引等費用	5,443	
その他業務費用	1,055	
営業経費	22,449	
その他経常費用	12,920	
経 常 利 益		3,227
特 別 利 益		8
特 別 損 失		428
税引前中間純利益		2,806
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	497	
法人税等合計		503
中 間 純 利 益		2,302

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は169,051百万円であります。

#### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用

処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む。）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

8. 連結納税制度の適用

当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## **中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更**

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は5百万円、税引前中間純利益は168百万円、それぞれ減少しております。

## **注記事項**

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 22,972百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,803百万円、延滞債権額は109,766百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は735百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,549百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は129,854百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,038百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	10百万円
有価証券	216,528百万円
貸出金	1,000百万円

担保資産に対応する債務

預 金	3,482百万円
-----	----------

上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券56,637百万円、子会社・子法人等の借入金の担保として有価証券504百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は4,270百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、520,025百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが512,227百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 886百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 13,447百万円

11. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は6,816百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 109円57銭

15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 9.44%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 11,327 百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金 822 百万円を含んでおります。
2. 「特別損失」には、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額 258 百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 162 百万円を含んでおります。
3. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計 1 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
遊休資産	大阪府下	遊休資産 5 物件	土地建物	1 百万円
	大阪府外	遊休資産 2 物件	土地	0 百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

4. 1 株当たり中間純利益金額 3 円 13 銭
5. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 2 円 39 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

子会社・子法人等株式で時価のあるものはございません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	22,972

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,817	1,612	204
	債券	291,889	289,275	2,613
	国債	209,583	208,498	1,084
	地方債	7,420	7,372	47
	社債	74,884	73,404	1,480
	その他	21,753	21,223	529
	小計	315,459	312,111	3,347
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10,616	13,012	△2,396
	債券	66,547	66,627	△79
	国債	60,689	60,759	△69
	地方債	—	—	—
	社債	5,858	5,868	△10
	その他	17,989	22,122	△4,132
	小計	95,153	101,762	△6,608
合計		410,613	413,874	△3,260

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,467
その他	1,233
合計	2,701

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は1,158百万円（うち株式409百万円、その他748百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については中間決算期末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

#### (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

##### 繰延税金資産

貸倒引当金	69,121	百万円
税務上の繰越欠損	7,310	
退職給付引当金	1,918	
その他有価証券評価差額	1,326	
有価証券償却否認	1,025	
その他	8,317	
繰延税金資産小計	89,019	
評価性引当額	△38,652	
繰延税金資産合計	50,366	
繰延税金負債		
貸出金	△2,061	
有形固定資産	△1,205	
その他	△820	
繰延税金負債合計	△4,087	
繰延税金資産の純額	46,279	百万円

# 第148期中間決算公告

平成22年12月24日

大阪府中央区西心齋橋1丁目2番4

株式会社 関西アーバン銀行

頭取 北 幸二

## 中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	145,814	預 金	3,719,239
コールローン及び買入手形	3,655	譲渡性預金	130,650
買入金銭債権	7	コールマネー及び売渡手形	114
有価証券	412,943	借入金	50,377
貸出金	3,493,385	外国為替	13
外国為替	3,761	社債	66,126
その他資産	51,669	その他負債	41,994
有形固定資産	32,103	賞与引当金	1,976
無形固定資産	17,718	退職給付引当金	6,036
繰延税金資産	49,060	役員退職慰労引当金	373
支払承諾見返	15,190	睡眠預金払戻損失引当金	426
貸倒引当金	△ 49,003	偶発損失引当金	1,351
		再評価に係る繰延税金負債	613
		支払承諾	15,190
		負債の部合計	4,034,483
		(純資産の部)	
		資本金	47,039
		資本剰余金	66,360
		利益剰余金	2,247
		自己株式	△ 584
		株主資本合計	115,063
		その他有価証券評価差額金	△ 3,206
		繰延ヘッジ損益	167
		土地再評価差額金	851
		評価・換算差額等合計	△ 2,187
		新株予約権	87
		少数株主持分	28,859
		純資産の部合計	141,823
資産の部合計	4,176,306	負債及び純資産の部合計	4,176,306

0



中間連結損益計算書 (平成 22年 4月 1日 から  
平成 22年 9月 30日 まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	59,348
資 金 運 用 収 益	44,746
(うち貸出金利息)	(41,054)
(うち有価証券利息配当金)	(2,411)
役 務 取 引 等 収 益	6,771
そ の 他 業 務 収 益	7,337
そ の 他 経 常 収 益	492
経 常 費 用	55,200
資 金 調 達 費 用	8,978
(うち預金利息)	(6,978)
役 務 取 引 等 費 用	3,718
そ の 他 業 務 費 用	3,411
営 業 経 費	24,063
そ の 他 経 常 費 用	15,027
経 常 利 益	4,148
特 別 利 益	9
特 別 損 失	364
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	3,793
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	263
法 人 税 等 調 整 額	262
法 人 税 等 合 計	526
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	3,267
少 数 株 主 利 益	732
中 間 純 利 益	2,535

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 12社

会社名

関銀リース株式会社  
びわ銀リース株式会社  
株式会社関西クレジット・サービス  
びわ銀カード株式会社  
関西総合信用株式会社  
びわこ信用保証株式会社  
関西モーゲージサービス株式会社  
株式会社びわこビジネスサービス  
びわ銀総合管理株式会社  
幸福カード株式会社  
KUBC Preferred Capital Cayman Limited  
KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

7月24日 2社

9月末日 10社

- (2) 7月24日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

以下に記載する子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

## 会計処理基準に関する事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

### 4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は177,979百万円であります。

### 5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結

会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

#### 7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む。）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

#### 9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 10. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 11. 重要なヘッジ会計の方法

##### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

##### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 12. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、主に税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

#### 13. 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結される子会社及び子法人等は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

### **中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更**

#### **（資産除去債務に関する会計基準）**

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は5百万円、税金等調整前中間純利益は168百万円、それぞれ減少しております。

## 表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は17,424百万円、延滞債権額は112,414百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は950百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,534百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は134,323百万円であります。  
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,038百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  

預け金	10百万円
有価証券	217,033百万円
貸出金	3,862百万円
その他資産(リース債権及びリース投資資産)	13,489百万円
その他資産(延払資産)	6,165百万円

  
担保資産に対応する債務  

預金	3,482百万円
借入金	18,735百万円

  
上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券56,637百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は4,271百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、533,700百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、525,902百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行

い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 5 号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 886 百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 19,770 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 30,731 百万円が含まれております。
11. 社債には、劣後特約付社債 66,036 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 6,316 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 105 円 22 銭
14. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.25%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 13,251 百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金 822 百万円を含んでおります。
2. 「特別損失」には、株式会社びわこ銀行との合併に直接要した支出額以外の支出額 193 百万円及び資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 162 百万円を含んでおります。
3. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社を 1 単位としてグルーピングを行っております。このうち、以下の遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計 1 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	用途	種類	減損損失
遊休資産	大阪府下	遊休資産 5 物件	土地建物	1 百万円
	大阪府外	遊休資産 2 物件	土地	0 百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

4. 1 株当たり中間純利益金額 3円44銭
5. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 2円63銭

## (金融商品関係)

## ○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	145,814	145,814	△0
(2) コールローン及び買入手形	3,655	3,676	20
(3) 買入金銭債権	7	7	—
(4) 有価証券 その他有価証券	410,239	410,239	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	3,493,385 △47,679		
	3,445,705	3,488,867	43,162
(6) 外国為替(*1)	3,716	3,761	44
(7) その他資産(*1、*2)	27,003	28,750	1,746
資産計	4,036,143	4,081,117	44,973
(1) 預金	3,719,239	3,720,138	899
(2) 譲渡性預金	130,650	130,646	△3
(3) コールマネー及び売渡手形	114	114	—
(4) 借入金	50,377	50,838	461
(5) 外国為替	13	13	—
(6) 社債	66,126	66,937	811
負債計	3,966,520	3,968,689	2,169
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	1,613	1,613	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△123	△123	—
デリバティブ取引計	1,489	1,489	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価評価の対象となるものを表示しております。

## (注1) 金融資産の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6ヵ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6ヵ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

## (2) コールローン及び買入手形

残存期間が6ヵ月以下のコールローンについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6ヵ月を超えるコールローンは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

## (3) 買入金銭債権

残存期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (4) 有価証券

市場価格のある株式は、当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価と

しております。それ以外の市場価格のあるものは、当中間連結会計期間末日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

これにより市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」が745百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (5) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (6) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6ヵ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (7) その他資産

その他資産のうち、リース投資資産、リース債権及び延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6ヵ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いて、将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形



約定期間が短期間（6 ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金、及び(6) 社債

変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金、社債の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（6 ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	1,470
② 組合出資金(*2)	1,233
合 計	2,704

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成22年9月30日現在)

満期保有目的の債券はありません。

2. その他有価証券 (平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,824	1,618	205
	債券	291,403	288,796	2,606
	国債	209,583	208,498	1,084
	地方債	7,420	7,372	47
	社債	74,398	72,925	1,473
	その他	21,836	21,223	612
	小計	315,063	311,638	3,425
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	10,638	13,041	△2,402
	債券	66,547	66,627	△79
	国債	60,689	60,759	△69
	地方債	—	—	—
	社債	5,858	5,868	△10
	その他	17,989	22,122	△4,132
	小計	95,176	101,791	△6,614
合計		410,239	413,429	△3,189

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券 (売買目的有価証券を除く。) で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下、「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,158百万円 (うち株式409百万円、その他748百万円) であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 5百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当ありません。